

## 六戸町農業委員会 11月定例総会議事録

開催年月日	平成24年11月21日 (水) 午前 9 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	5番 小泉兼雄	6番 三浦英雄	7番 山本英雄
	8番 木村喜和	9番 久田伸一	10番 四木俊一
	11番 新山秀男	13番 小林勲	14番 高館孝
	15番 金淵盛一		
欠席委員	12番 岡田寛視		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 2番 小野寺邦男 委員 ・ 3番 渡辺耕一 委員		

議 案	
町 報告第 1 3 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 1 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
議案第 1 4 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 1 5 号	六戸町農用地利用集積計画（案）について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局  会 長  事務局  事務局長  事務局	<p>定刻になりましたのでこれより、11月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。            それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p> <p>金淵会長挨拶（省略）</p> <p>業務報告について局長よりお願いします。</p> <p>資料に基づき業務報告を行う。</p> <p>六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。</p>
2. 開会宣言	議 長	<p>それでは、ただ今より11月総会を開会いたします。（9時分01分）            本日の欠席委員12岡田寛視委員です。</p>
3. 議事録署名委員の指名	議 長	<p>議事録署名委員の指名については、2番小野寺邦男委員・3番渡辺耕一委員を指名します。</p>
4. 参与、書記の指名	議 長	<p>参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。</p>
5. 会議規則第11条の確認	議 長	<p>会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第14号において5番小泉兼雄委員が、議案第15号において私が該当しますのでそれぞれ議案審議前に退席お願いします。なお、議案第15号については古里職務代理が議長として会議の進行を行います。</p>

報告第13号	議 長	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁により説明（省略）</p>
	議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第13号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>
報告第14号	議 長	<p>つづいて、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 審議に入る前に5番小泉兼雄委員の退席を求めます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>

議案第14号	事務局長	<p>報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものであります。</p> <p>町議案5頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより、報告第14号を採決いたします。</p> <p>おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>審議が終了しましたので、小泉委員の入室を求めます。</p>
	事務局長	<p>つぎに、議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明致します。</p> <p>農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めます。</p> <p>町議案7頁により説明（省略）</p> <p>以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。</p>

	<p>議 長</p> <p>代表11番 新山委員</p> <p>議 長</p> <p>11番新山委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。</p> <p>古里職務代理他 3 名で農地法第 3 条の申請に係る土地の現地調査を行いました、いずれの土地についても適正に耕作されている土地であり周辺の農地に悪影響を及ぼすこともありません。 以上報告致します。</p> <p>事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>番号 4 3 番の案件について、前にも 3 条の許可がされたと記憶しているがどのようになっているのか。</p> <p>前にも同一人同士で 3 条の許可がなされております。 今回は前回の売主が買い戻すことになっております。</p> <p>そのほかに質問ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第 1 4 号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり決するすることにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第 1 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に 基づく農業委員会の許可について」は、原案のとおり決することに決定致しました。 。 議案第 1 5 号については、私は会議規則第 1 1 条に抵触しますので、退席し職務代理が議長を務めます。</p>
--	--	---

<p>議案第15号</p>	<p>議長 (職務代理)</p>	<p>議案第15号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。 それでは、議案第15号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>議案第15号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積計画(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。 議案9頁～10頁により説明(省略)</p>
	<p>議長 (職務代理)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	<p>議長 (職務代理)</p>	<p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第15号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>議長 (職務代理)</p>	<p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第15号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決することに決定致しました。</p>
	<p>議長</p>	<p>議案第15号の審議が終了しましたので、金淵会長の入室を求め、議長を交代します。 ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、議長に復帰いたしますが全議案の審議が終了しておりますので、11月総会を終了いたします。 大変お疲れさまでした。</p>